

第4回中野区子どもの権利擁護推進審議会  
(令和3年3月30日)

午後7時00分 開会

## 野村会長

皆さん、こんばんは。緊急事態宣言が明けたとはいえ、あまり芳しくない状況なので、ぜひ皆さんお気をつけいただければと思います。間もなく来年度になって、学校等も始まると思いますけれども、感染対策がそれなりに進んでということもあるし、どうなるかわかりませんが、ワクチン接種も予定されているということで、徐々に日常に戻るかもしれませんが、なおかつマスクはとれないこの状況というのはしばらく続くのかなと思っています。

この間ワーキンググループを対面でやって、やはり対面でお話をするということがとても議論が進むということもありましたので、今日こうやって皆さんと対面でお会いできて、本当によかったなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

さて、本日ですが、成立しているかどうかというところ。

## 事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

委員は11名出席されていますので、成立しております。福田委員と竹之内委員は欠席の連絡がありました。

## 野村会長

ありがとうございます。ということで、今日の審議会は成立していますので、進めていきたいと思っています。

今日、傍聴の方はおられますね。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料がお手元にあると思いますが、傍聴の方は大変申し訳ないのですが、ちょっと字が小さいかもしれませんけれども、スクリーンを見ながらお付き合いいただければと思います。

それでは、前回の会議の中でワーキンググループをつくり、それぞれワーキンググループにいろいろ宿題としてお願いをしたところです。私、宿題が多いとあって、いろいろとご不満もお聞きしますが、とてもいい議論がワーキンググループができたと思いますので、それぞれワーキンググループからまずご報告をいただければと思います。

それでは田谷先生からお願いしましょうか。

## 田谷委員

それでは、子どもへの意見聴取ワーキンググループからの報告をいたします。資料1をご覧ください。メンバーは資料のとおりとなります。これまで2回の会議を開催しました。

本グループでは子どもの意見、とりわけ実態調査の対象となっていなかった高校生の意見

と、困難を抱えやすい外国にルーツを持つ子どもや、障害を抱える子どもへの意見聴取を重点的に実施することとしました。

1回目の会議で対象や聴取内容を議論しました。対象の高校などとしては、区立の国公立、私立の高校生とハイティーン会議のメンバー、特別支援教室、国際交流協会としました。

メンバーからは、「区が条例をつくることに対する意見を聞けるとよい」といった意見や、「子どもがワクワクするような夢のある条例にしたい」、「子どもが中野区を好きになってくれることが大切」といった意見がありました。

1回目の会議の後、事務局の方々に本当にご尽力いただきまして、各高校等に連絡をとってもらい、素晴らしいことに出前授業の約束を取り付けてもらいました。事務局の皆さん、本当にありがとうございます。またいくつかの学校でアンケートの実施、それからチラシの配布はしてもらえることになりましたので、高校生の意見もある程度とれるかと考えています。

2回目の会議では、事務局が高校等へ実施したアプローチの結果を共有しました。また、出前授業の内容について議論しました。メンバーからは「条例をつくることで、高校生にとってどんなメリットがあるか伝えたい」、「条例をつくることでまちがどのように変わるのか、他自治体の事例などを交えて紹介できないか」といった意見がありました。

最後に今後の予定として、区内の高校や国際交流協会で実施予定の出前授業について、内容や実施方法を先方の職員、先生方と調整しながら検討を進めていきたいと考えております。以上です。

#### **野村会長**

ありがとうございました。私、メンバーに入っていますけれども、ちょっと予定が合わずに参加できませんでしたが、このグループに参加されている方で、何か補足等ありますでしょうか。あるいは感想でも構いません。重なってもいいので意見を言っていただくことが大事です。

#### **粉川委員**

三つの質問を前回の審議会で決めたところで、それを活用してということになったのですが、区立の中学校でやられたものを、2回目の打ち合わせのときに結果を見せていただきまして、それもかなり参考にさせていただきました。

その中で、一つ目の質問、中野にあったらいいと思う場所が、なかなか場所が限定されてしまっているという話が出まして。目指すべきところというか、本当に出してほしいのは、自分にとって大事な居場所となるところが、中野に何が足りないとか、あるいはどういうところをもっと欲しいかということが重要だよね、という議論がありまして、それは本当にそうだな

ということで、そういうような声は今後も出前授業で出せたらいいなと思っております。

#### **松山委員**

本当にワーキングチーム、和気あいあいと議論させていただき、また事務局の皆さんに本当にご尽力をいただきまして、ありがとうございました。

本当に中野区内に住んでいる人もそうだし、通っている人、集まっている人とか、いろいろな子どもがいると思ったので、なるべく幅広い背景の皆さんから意見を寄せてもらえるといいなと思っているのと。この後でシェアがあるのかちょっとわからなかったですけども、アンケートのデザインのところでも意見を出し合わせていただく機会があり、そういったいろいろな工夫で、子どもが目に留めてくれるといいなと思った次第です。

#### **相川(梓)委員**

相川です。私は3月中はワーキングに、名前だけ参加しているような形なのですがけれども、ワーキングの中でやり取りされているメール上でも様々な意見が出ていました。また本当に事務局の方の動きが大変すばらしくて、感動しているところです。子どもの意見募集ポスターのデザインもとてもセンスがよく、すばらしいと思っています。目の止まりやすさ、読んでみようかなと思わせるデザインということは、特に子どもにアプローチするときには大事だと思っています。今後もこのように進めていけるとよいと思っております。

#### **野村会長**

ありがとうございました。何かご質問等ありますでしょうか。あるいは何かこういうのがいいのではないかというアイデアでも構いません。

これ、出前授業はどんな形でやりますか。

#### **子ども・教育政策課 子ども政策担当課長**

まだ高校と調整しているところではあるのですがけれども、この前のワーキングの想定だと、大体時間で100分くらいとれそうだと高校のほうからは聞いていまして、場所は教室でやるのか、それとも広い体育館でやるのかというところで、体育館でやるのであれば、その体育館で広い空間を使った何か動きを見せられるような形でのワークショップなりができないかというところを今、班で考えております。

最終的に、その三つの質問に対する高校生たちの意見を、最後アウトプットしていただきたいというのが前提になっていますので、その前段でどういうワークショップなり、あとはインプットをしていただくのかというところを、今ワーキングの中でも結構苦慮しているところです。

#### **野村会長**

いつ頃ですか。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

4月下旬です。

**野村会長**

4月下旬ですか。面白いですがけれども、結構大変ですよ、事務局。よろしくお願いします。

**子ども家庭支援担当部長**

270人対象だということです。

**野村会長**

270人。いろいろ工夫も必要でしょうし、ワーキングも今、これからまた検討していくことになると思いますけれども、よりよいものができればなと思います。特に高校生世代の意見聴取はなかなか難しいのですけれども、うまい具合にセットできてよかったなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、権利のカatalogというのかな、ワーキングのほうからでいいのかな、順番として。相川さん、弁護士の方。よろしくお願いいたします。

**相川(裕)委員**

それでは、子どもの権利カatalogワーキンググループの報告をさせていただきます。資料2をご覧ください。まず、ワーキンググループのメンバーはここに書いてあるとおりで、それから打ち合わせの実施日も、この第1回、第2回と行っています。その中で、個別に明記すべき権利に関する意見交換、それからプラスアルファとして掲載すべき個別の権利や条例の全体構成をどんなふうにか考えるかといったことについて、議論をしています。

その議論の進捗というのが、第1回、2回を通して検討したことが書いてあるのですが、まず、本グループの主たるテーマである、子どもの権利カatalogについてですけど、グループでの検討の結果としては、方向性として、子どもの権利条約に規定する一般原則というのをまずちゃんと盛り込んだ上で、個別に明記する事項というのをプラスして載せると。

ただ、条約に書かれている権利を全部網羅的に改めて載せるのではなくて、そういう意味でいうと、一般原則と、それから重点的に書くものに絞りましょうという、そういう方針になっています。

その打ち合わせの中で出てきたご意見というのがそこに挙げられています。条約に規定されている権利を網羅的に載せるというのは、なかなか厳しい面もあるので、四つの一般原則を載せた上で、様々な場面に対応する権利を載せるということで、網羅性のある程度担保しつつ

も、具体的な場面にそれに対応できるだろうと考えた、ということになります。

その上で、では条約の一般原則に加えて、個別に明記すべき事項をどういうものにするかという検討、それから個別に挙げていくとすると、条例全体としての構成をどうするかということが関わってくるわけですが、そこについても検討しています。それがこの(2)の条例の構成についてというところで、明記すべき事項と、それから条例の全体構成というのを検討していて、条例の全体といっても、権利の規定をどんなふうに組み立てるかということに関してなのですが、さっき申し上げたように、権利条約で挙げられている四つの一般原則というのをまず挙げた上で、その上で、あらゆる場面で大切にされるべき権利、それから家庭において大切にされるべき権利、それから育ち・学ぶ施設において大切にされるべき権利、それから地域において大切にされるべき権利という、そういう組み立てにしたらどうだろうということで検討して、その中で、この地域というところに関しては、地域及び社会というようにしたほうがいいのかという意見などが出ていました。

それと、その上での打ち合わせの中での主な意見というのがその裏側にありますけれども、特に取り上げたい権利として、遊ぶ権利とか、自分の考えを表現し、配慮を得る権利とか、意見を表し尊重される権利などというのが挙がっているのと、それから前文にメッセージ性のある言葉を入れることで、区がしたいことや目指すことを伝えることができるのではないかと。

これはもう少し細かく言うと、条例の全体構成をどうするかという議論をしていたときに、子どもの権利をまず最初に持ってきたほうがいいのかと、最初に総則とか定義規定みたいなものがいろいろあると、読み進めていくのが大変だと、子どもたちはそこまでずっと頭から読み進めるのは大変なのではないかみたいなご意見があって、確かにそれもそうだなというお話になる中で、では前文が大事なのではないかと議論がされていたということだったと思います。そんな話をしていました。

それから、関連する課題についてということで出てきたのが、一つは条例が機能し続ける仕組みというところですね。これ一度決めたとしても、やはり不断に見直しをしていかなければいけないし、しかも施行してみて、不具合があれば直していったほうがいいのかという、そんなご意見がある中で、その仕組みをどういうふうにしたらいいかということや、それから条例の周知はやはり大事だよというお話なんかが出てきています。

それで、今後の予定ですが、これまでの打ち合わせとか、それから今日のご意見なんかも踏まえて、全体像のたたき台を作成するとともに、前文に掲載すべきキーワードというのを持ち寄って、さらに議論を深めていくという予定になっていて、今日その関係で資料をも

う一つご用意いただいているのですけれども、「子どもの権利規定について(叩き台)」というものがありますけれども、これはもともと野村座長がワーキングに向けて用意してくれた骨格というか、それについてみんなで議論して、それで皆さんの意見も反映させたものをつくったのです。

これは私の宿題だったのだけれども、私だけではちょっとやり切れなくて、それこそ事務局の皆さんにお手伝いいただいて、ではほかの自治体では、その項目でどんな規定になっているのかというのを、この囲みの部分は全部事務局の方に作業していただいたのですけれども、こんなような規定にほかの自治体の条例ではなっています、というのを入れています。

ですので、こういうものをたたき台にして、具体的な文言をどんなふうにしていくかということなんかを考えられたらいいなと思っています。

私のほうからは以上です。

#### 野村会長

ありがとうございました。それでは、このワーキングに関わられたのは齋藤さん。

#### 齋藤委員

2回のワーキンググループの中で、特に26日の回が私としてはすごく面白かったです。ワーキンググループ自体が勉強になる、委員の皆さんの視点から「ああ、こういうことが大切なのだな」というのを気づかせていただきました。本当に実りの多いワーキンググループで参加して良かったなと思っています。

今、ご紹介していただいた構成についてですが、私は一区民として見ている中で、一番初めに子どものカタログ、子どもが理解しやすい内容を載せるべきだと思いました。今回、宿題として取り組んでいる中で「総則」について調べたところ、条例の一番初めに書いてあるべきものだと思いました。しかし、これが最初にあっても、子どもが読むだろうか？ましてや、大人も読まないかもしれないなと思いました。読めばすごく面白いし、そうだよなと思うことが書いてあるのですが、とても堅い言葉で読みにくいです。子どもの権利条約の本来あるべき姿として考えた時に、まずは子どもが理解しやすい形であることが大切なのではないかと考えました。ユニセフの子どもの権利条約の冊子に載っているような、子どもにもわかりやすい言葉を、条例の最初に配置したらいいのではと提案しました。子どもの権利というのはこういうものがあるのだよという内容を、柔らかい言葉や絵で書いてあると、子どもだけでなく、大人も読み始めてくれるのではないかと思います。子どもにも、大人が理解を深めるのにもとてもいいのではないかと意見を述べさせていただきました。しかし、条約のルールとしてそれは認められ

ないだろうという先生がたのご意見もいただき、子どもの権利カタログで伝えたい内容を前文に盛り込んで作ってみようということになりました。今、自分なりの前文を考えなければいけない宿題に格闘しています。そんな感じです。

#### **野村会長**

ありがとうございます。宮川さん。

#### **宮川委員**

宮川です。もう既にたたき台が、すごくすばらしくできているので、この短時間にこれまでお作りいただいた先生方のご苦勞をお察しいたします。

全部は読み込んでいないですけれども、こういうたたき台として記載していただいている流れがすごく読みやすいなど、今のところは思っております。個々の条例の規定の仕方、条項についてはまだ次回のワーキンググループで決めることになるのだとは思いますが、このような感じでやっていけて、まとまって、皆さんにご提示ができるような結論が出せればいいかなと思っています。以上です。

#### **野村会長**

ありがとうございます。相川さんも何か、画面で、この間は。

#### **相川(梓)委員**

相川です。こちらのワーキングについても直前に事務局にお願いして、オンライン対応していただくことができました。本当に事務局の皆様には感謝しきりでございます。

子どもの権利、どういうふうにつくっていくのか、ぼんやりしていたところがあるのですけれども、ワーキンググループに参加して、一つ一つ条文とはなにか？という話を深めていくことができている。いいものができるのではないかという希望がちょっと見えてきたところです。

私は先日、委員である齋藤さんより区立中学校で実際に子どもの権利についての授業をされたというお話を伺いました、その際に、出てきた子どもたちの意見がとても面白いものだと感じました。皆さんで共有して、より子どもの意見が反映した条文にしていけるといいなと思っています。

#### **野村会長**

私もこちらのワーキングには参加しましたが、1回目で全体的な方針を決めて、権利のカタログを載せるというお話だったけれども、結局子どもの権利条約を見てみると、それを逐一載せることはやはりちょっと難しいだろうと。なので、一般原則をきちんと押さえた上で、子どもの

生活の場面場面で必要不可欠な権利をきちんと載せていくとことが、条例としてはいいのではないかと、第1回目の会議でそういう議論になったように思います。

その上で、どんな形にしたらいいのかというのを、それぞれ宿題として2回目のワーキングに持ってきて、一般原則については、これはどこまで完成形をつくるのかというのはなかなか難しいですかね。子どもといろいろやり取りをしながら決めていければ一番いい中で、発展可能性があるというところで、第2回目のワーキングは、私のほうとしては提示させていただいて。キーワードという形で四つの一般原則というのは、差別の禁止と、それから子どもの最善の利益と、生命・生存・発達の権利と、それから意見表明権というこの四つが、この条約の一般原則だとされていて、児童福祉法なんかでもうまくこれを取り込んだ規定を設けていたりするので。そんなことも念頭に置きながら、キーワードベースで提示させていただきました。

例えば差別の禁止であれば、差別されてはいけないというのは直接的な表現なのだけれども、子どもがそれを受け止めて考えるときに、例えば全ての子どもが誰一人取り残されることなく、あるいは等しくということ、SDGsの考え方も少し盛り込みながら、こんなものもキーワードにしたらいいのではないかとということを議論したかと思います。

それから最善の利益については、子どもにとって最もよいことを、これはユニセフもそのような形で表現していますけれども。子どもにとって最もよいことをという、そういうキーワード。

それから生命・生存・発達の権利というのは、意外とこれはキーワードで表そうとすると難しく。仮の案として出させていただいたのは、命が大切にされ、それぞれ個性が尊重され、健やかに育つというような表現にしてあります。

それから意見表明権、これは私の提示は、自分の意見を言い、思いや考えを表すことができ、大人はそれを尊重するというお話でしたけれども。議論の中で、ここには書いていないかな。意見を言うのに対して、それをどの程度考慮したのかということ、大人はちゃんと説明しなければいけないという、齋藤さんに聞いたほうがいいと思うのだけれども、そういうお話があった。それはなかなかいい表現だなと。

#### 齋藤委員

そこに書いてあった。四角の3に。

#### 野村会長

3ページのところですね。尊重された結果を子どもが受け取れるようにするという、そういうことで議論がなされました。

これが一般原則で、あとは生活場面ごとに少し権利の問題を考えてみようということで議論

があつて。場面ごとに考えていったときに、結局あらゆる場面で通用するものがあるので、それをあらゆる場面でとした上で、子どもの生活場面というのは、これは生活場面をもう少し考えながら進化させていく必要があるかなと思いますけれども、基本的なものとして家庭、それから育ち学ぶ施設、それから地域社会。地域とするのか。最初は地域と言っていたのだけれども。でも議論の中で、地域ということになると、地域というのでふさわしいこともあるけれども、地域ということでは語りにくい部分もあるので、地域社会という言葉がいいのではないかなんて、そういう議論が出てきました。

その中で、例えば家庭では家庭的環境の中で育つことができるとか、貧困から守られるとか、あるいはその家庭自体が支援を受けると。育ち、学ぶ施設の中では、1人1人が尊重されるということであるとか、あるいは学ぶ権利があると。それと、先生たちがたくさんのことを1人で抱え込むことがないように支援を受けるということを規定したらいいのではないとか。あるいは地域の中では、子どもが休んだり遊んだり、1人でまたは集まって活動したりすることが保証されるということ。それから、自分たちのことに関わることについては参加することができる。子どもを支援する人たちがいっぱいいるわけですけども、そういう人たちを支援するといった、そんな枠組みで考えたらどうかということをつたき台にして議論がなされました。

これをどのくらいの密度で今後ここにフィードバックするのかというのは、まだ決まりきっていないところがありますけれども、次回のワーキングなどを通じて深められればと思います。

ここの審議会では、条例案そのものを提起するところまでは求められていない部分もあつて、大きな枠組みというのですか、考え方をきちんと示す。あまりざっくりとというよりは、条例の基になるような考え方をきちんと示すというところは、少し念頭に置きたいと思います。

それから、子どもの意見をどういうふうに取り入れるのかという問題も課題としては残っているんで、子どもの意見の聴取のワーキングと併せていろいろ考えられればいいかなんて思ったりしています。

さて、いかがでしょうか。前回の会議の中では、権利のカatalogをという話で、それぞれお持ち寄りいただいたのですが、このワーキングの中でそんなような議論になったのですが、むしろご意見などがあればお聞かせいただければと思います。

どうでしょう。このワーキングに参加していなかったという意味では、発言していただける方がいるといいかなと思ったりもしますが。

**松山委員**

松山です。ありがとうございました。最後に野村さんがおっしゃった今後の進め方というところは、先ほど相川さんからのご説明もあったように、全体像のたたき台と前文に盛り込むキーワードというものを、今後ワーキングチームの中で詰めていっていただくということでしょうか。

#### **野村会長**

そうですね。時間がやはり基本的にはないので、ここにフィードバックをさせながらワーキングで詰めていくと。ワーキングは、それぞれワーキングですけれども、出入り自由ではあるので、もし途中からでも参加するということは全然差し支えないので、ぜひ。結局のところ、どちらのワーキングもみんな参加してしまったりすることになると、傍聴が困るよな。ワーキングも傍聴あり？ ないのか。すみません。またちゃんとお報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

#### **相川(梓)委員**

こちらの権利の規定のたたき台について、宿題になっているキーワードについては、ワーキングに参加していない方からも聞いてはどうかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

#### **野村会長**

ありがとうございます。前文に盛り込むものを、これ、相川さんからご説明いただいても。

#### **相川(裕)委員**

今、おっしゃっていただいたのは私も賛成なのですけれども。さっきご説明してきたような流れで、やはり前文は大事だよなということになって、では、どういう前文にしたいか、何を盛り込みたいかというところを、今までの話を踏まえて持ち寄りましょうということになったので、そこはぜひ皆さん出していただくとよくて。きっと、人それぞれに盛り込みたいことの力点というか、重みづけが違うと思うので、皆さんの率直な思いをお出しただけるといいのかなと。

齋藤さんはきっと、子どもの権利委員の中身も含めて、かなりわかりやすくそこに伝えたいという感じがあるのかなと思いましたけれども、ほかにまたちょっと違う角度からということもあるかもしれないので、その辺も含めて皆さんのご意見が伺えればいいかなと思います。

#### **齋藤委員**

皆さんの意見がやはり、そこに盛り込まれたほうがいいのかと思いました。この審議会で一緒に考える仲間たちの意見が、そこに一つずつでもパズルというか、組み立てる中に入っていくというのが、すごくいいのかなと思います。

それと同時に、この前文についてはやはり、子どもにわかりやすくしなければいけないという使命があると私は思っています。それについては前回、22日に公立中学校でやった子ども会議のように、前文ができ上がった時点で子ども会議で子どもに見てもらって、意見をここに載せていくというもいいのかなと思います。例えばブレストみたいな形で、これはわかりにくいとか子どもに注文をつけてもらうのもありなのかなと。

大人としてはわかりやすい表現だったとしても、子どもとしては何じゃこれ？というギャップがあると思うので、子どもが読んでもわかりやすい、大人にも伝わる前文というのが目指すところなのかなと思います。

### 野村会長

貴重なご意見ありがとうございます。それぞれキーワードを出していただいて、前文って結構いろいろな自治体の条例で特徴はあるのです。一番最初は川崎ですけれども、川崎はちょっと固めなのですが。でも、実際にはあれ子どもたちが出してくれた意見を取りまとめたという形ではあるのです。

あの頃といったら何ですけれども、オールA審査というのがあって、条例をつくる際に。これがなかなか固いのですよ。法律家以上に法律家っぽい、すぐ直してきたりする。でも、そこの闘いといったら、あまり議事録ではふさわしくないかもしれないのだけれども、いかにわかりやすくするのかということは、なかなか大変ではあります。

私がちょっと関わった西東京市は、あれはあれで結構特色はあって。「大人は」とか、「子どもは」という主語を変えて、最初は「子どもは」ですかね。主語を変えてつくっていきると。

なので、どういう思いでこの条例をつくるのかということについて、フレーズでもいいし、キーワードでもいいので、こういうものを盛り込みたいというのをぜひお寄せいただければと思います。それを少しアレンジして、なおかつ出していただいたキーワードはキーワードのままとして置いておいて、子どもから意見を聞いて、このキーワードを使ったほうがいいのではないのかというお話があれば、それはそれでまた盛り込んでいくような、可変的なものにできれば一番いいかなと思ったりしますので。

いつまでにしますかね。次回のワーキングが4月の、多分7日くらいだと思うので。5日くらいまでに、一つでもいいです。二つでもいいですし、たくさんある人はたくさん出していただけて構わないので、条例に盛り込みたいキーワードというのを少し出していただけるといいかなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

何かほかにご意見ありますでしょうか。

## 相川(梓)委員

この後事務局から説明があるかもしれないのですが、実際にもう区のウェブサイトで、子どもへのアンケートが開始されている状態です。一部SNS等でも拡散もされているようです。区のウェブサイトのお知らせから、リンクがたどれるようになっているので、お知り合いにも共有いただけるとよいと思います。自分の子どもにも、答えるよう促したいと思っているところです。

## 事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

ありがとうございます。お手元にお配りさせていただいたのですけれども、今、ウェブでアンケートをやらせていただいているのと、あと中央図書館でも企画展示として、「子どもの権利いくつ知っていますか」という、こちらの資料を傍聴の方にもお渡しさせていただいていますので、皆様ぜひ地域で、子ども用の絵本なんかも図書館のほうは結構充実してもらっていますので、ぜひお誘い合わせの上お越しいただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

## 齋藤委員

これは、この間子ども会議をやった中学とかにもみんな全部配られるという形なのですかね。

## 事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

中学校は、配る予定はないですね。

## 齋藤委員

そうなのですか、残念ですね。参加した子どもたちは、かなり今回このことについて考えてくれていたと思うので、何かデータだったりとか、このデータを直接先生に送っていただいて、例えばクラスルームだったりでシェアしていただいて、どんどん参加してみてくださいという呼びかけというのはできるのかなと思うのですが。

## 事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

わかりました。一応出前授業のときは、やりますというのは通知させていただいたのですけれども、併せて学校の先生のほうにデータをお送りできるかどうかということを確認して、周知していただくように働きかけてみようと思います。

## 齋藤委員

それが無理だったら私のほうから連絡することもできます。ありがとうございます。

## 野村会長

今、QRコード開いてみたのですけれども。これ回答するところに行かないですよ。

## 事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

「同意する」みたいな。「こちらからご意見をお聞かせください」という。

**野村会長**

最初のページに行ってしまいますよ。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

はい。それで「新しいウインドウで開きます」のところから入ってもらうような。

**野村会長**

これか。なるほど。もうちょっと目立たないと。下までずっと行って、「何だこれ」とか思って終わってしまう。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

もうちょっと改善、考えてみます。

**野村会長**

これ、スクロールしてしまったら下まで行ってしまう。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

そうですね。目立つように工夫します。

**野村会長**

「回答はこちらから」みたいな。大人だからわからないのかもしれませんが。

**田谷委員**

こちらから「ご意見」のサイトですね。これは操作が分かりづらい。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

ご意見いただきましたので、工夫して、もうちょっと目立つようにしたいと思います。

**粉川委員**

新しいURLもさらに開いたのですが、まずは同意事項が非常に長いですよね。これは子どもたちが回答するまでに、「これ、本当にこのサイトなのかな」というくらいかなり下に行くので、もうちょっと整理していただけたほうがいいかなと思うのですよね。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

ありがとうございます。区の電子申請システムを活用してやらせていただいているのですが、そこをどうしても経ないと使えないという状況になっていまして。

**田谷委員**

「同意」をクリックしないとどうなるのですか。

**粉川委員**

回答できないのだと思います。

**田谷委員**

「同意」しないと先に進めないのですね。

**粉川委員**

そうです。

**田谷委員**

では、回答しようとアクセスしてくれても、回答することを諦めますね。

**野村会長**

まず大人でも読まないしね。

**田谷委員**

これは子どもたちは警戒しますね、この条文は。多分、子どもはこのような画面には同意しないように学校で学んでいますよね。

**齋藤委員**

かなり個人情報について教えていますよね。

**野村会長**

これ、個人情報というのは特定されるの。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

されません。

**野村会長**

申請者のID、パスワードの管理とかいろいろ入っているけれども、あまり関係ないんじゃないの、これ。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

電子申請システムで個人情報を取り扱う場合もあるというところで、入ってしまっている文章になりますね。

**野村会長**

電子申請届出システムなの？ これ。だって、このアンケートは申請とか届出のように個人名を表記して、個人が特定できるような形ではないですよ。

**田谷委員**

紙ベースはどんな形のものなのでしょうか。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

紙ベースは、今回手元にお配りしていませんのですけれども、図書館の写真の、最後のページの右下の黄色の、鳥の箱があるのですけれども、その右側のものになっていまして、こちらについては答えやすいように1問だけにしていまして。3クールやって、質問の内容を変えていきたいと思っています。

**野村会長**

これ多分ウェブから回答する人いないよ。

**田谷委員**

ついでに言うと、6、7歳、8歳、9歳は、ウェブは無理です。申込み内容確認の、申込み一時可能確認の意味がわからないと思う。子ども用ページで、「おくる」とか「ちょっとかんがえる」とかしないと、多分小さい子は回答することができません。

そして、6歳から下の子は意見が出せないのですね。

**相川(梓)委員**

親が代わりに出すのはよいのでしょうか？

**田谷委員**

親が代わりに出すとしたら、15歳以上のところに「大人」とか「親」とか誰が代行したのかわかるようにする必要があります。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

基本的に18歳くらいまでの方ということで、対象はさせていただきます。

**田谷委員**

でもこれ、大人が勝手に答えようとしてもできますよね。多分これ、5歳以下の子の場合は、この子の代弁をするようにしておかないといけません。私たちの意見を聞いてもらえないのかと思うかもしれない。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

そこは注意書きしつつ。メールに飛ぶようにしたほうがよろしいですか。区のメールアドレスが入るようにして、そこから書いてもらうほうがよろしいですかね。

**野村会長**

これ、多分このままだと、誰も回答しないですよ。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

わかりました。では、そこを工夫させていただきます。ありがとうございます。

**野村会長**

よろしくお願いします。

ありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。ワーキングを進めていただいで、うまく両ワーキングもドッキングさせながらできればいいかなと思ったりもします。

さて、あと齋藤さんがやられた、この間のアンケート。あれをご紹介いただいたほうがいい。今日は特に資料はないのだけれども、あれを皆さんにご覧いただけるような形を、いずれとつたほうがいいかなと思います。

この意見聴取も含めて、子どもたちの意見が出てくるので、それと併せて見られればいいです。

#### **子ども・教育政策課 子ども政策担当課長**

都度都度、いろいろなところで意見聴取も随時開始しますので、メール、あるいは審議会のこの場に情報提供するような形でやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

#### **野村会長**

それで、何の話だか齋藤さんからご紹介いただければと思います。

#### **齋藤委員**

公立中学校で、第2学年対象に子ども会議に行ってきました。内容としては、私から子ども会議に参加する方法をご説明し、青木さんから子どもの権利条例についてと、3問ほどそれぞれ質問に答えていただくことをお伝えしました。

その中で、私の説明では、子どもたちに意見をくださいねということ投げかけたのだけれども、中野区さんからの質問3つを答えた後どうすればいいのだろう？と困っている様子だったので、各クラスを回らせていただいで、子どもの権利条例についての現状と課題について説明しました。中野区でこれから子どもの権利条例というのを作ろうとしていること、それに対して反対する意見というのもあるということなど、子どもの権利条例についてどう思うか？、子どもとしての希望をここで寄せてくれたら審議会へ届けるということ投げかけました。

子どもの権利条例の内容については、出前授業という形で青木さんからお話ししてくださったので、それぞれ理解してくれたかなと思います。

ざっとですが、各クラスを回って行って、子どもの権利条例があったほうがいいと思う人、手を挙げてもらったのですけれども、8割、9割の子がみんな「うん、これはあったほうがいいよね」といって手を挙げていた状況でした。残りの子どもたちというのは、まだちょっとこれってどういうことなのかなと、ぼんやりこれは何かなと思っていて、手を挙げようか挙げないか考えているところだったのかなと思います。

それで、そこから出てきた意見なのですから、3問ですね。「中野にあったらいいなと思う場所はどんな場所ですか」「困っているとき、悩んでいるときはどうしていますか」「あなたは何をしているときが楽しいですか」ということを、青木さんから質問として出していただいて。もう一つ、その他というくくりで、私からの投げかけについてこたえてくれました。

子どもの権利をつくることに賛成という前向きな意見が非常に多くて。特に、これは面白いなと思ったのは、「私たちの声もしっかり聞いてもらって、全世代が生活しやすい社会をつくっていきたいから、子どもの権利はあるべきだと思う」。さらに、「みんな『権利はあったほうがいい』という意見が多かったが、その理由が1人1人違っていて、意見の交流の面白さを改めて知った」という意見もありました。

それから、「みんなに優しいまちをつくると、子どもの権利条例などといったものが要らなくなって、誰もが意見を言えるようになるべきだと思う」といって、権利条例のその先を考えている子どもたちもいて、「おおっ」と感動しました。

子どもの権利条例というのを考えていったときに、反対する方たちというのは一定数いると思うのですけれども、その方たちが危惧しているところというのは、子どもがわがままになっていってしまうのではないかという心配がすごくあるのかなと思うのですけれども、実際そのあたりは全部事実を語ってみんなで考えてみてといったときには、自分たちのことだけではなくて、高齢者も暮らしやすい中野になってほしいとか、小さい子どもも暮らしやすい場所になってほしいという要望が、中学2年生、思春期で一番難しい子どもたちからどんどん出てきたというのがすごく発見だったなと思いました。

他の質問に対しての回答を少し紹介しますが、中野区にあってほしい場所は？という質問で一番要望が寄せられたのは「ショッピングモール」でした。この部分はとても中学生らしいなと思いました。こども会議に参加された方で、何かほかにももし意見とか感想があったら教えてください。

## 野村会長

ありがとうございます。子どもから意見を聞くと、川崎のときも、これは皆さんお聞きになったことがあると思いますが、私も体験しています。川崎のときに、条例ができてそのお披露目のイベントがあったのです。そのときに子どもたちから報告があるのだけれども、そのとき冒頭に言い始めたのが「まず、大人が幸せになってください」と。「大人が幸せでなければ、子どもは幸せになれないのです」と言われて、そうかと。本当にあれはショッキングな瞬間でした。

そういう意味では、一つ一つのことが、全て子どもの権利に対する認識を深めるものであ

ったり、あるいは広報であったりということになってくるので。これから条例づくりでいろいろなことをやるのだと思うのですけれども、その一つ一つが、全ていろいろな人に影響を与えるものなのだ、影響のあるものなのだということを踏まえながら広げていくことが、とても大事なかなと思ったりもします。

今日も傍聴の方、結構来ておられますけれども、こうやって傍聴の方が来られることによって、ここで話し合っていることをあちこちに伝えていただくということも、またとても大事なことなので、いろいろな形で活用していくということはとても大事だなと思ったりもします。

ありがとうございました。また、まとまったものは後日お配りするということで、よろしくお願いたします。

さて、今日は前回予告をしておきましたけれども、相談・救済のお話ということを考えておきたいと思います。

今、資料で挙がっているのは、資料の3というものですかね。相談・救済の仕組みで、川西、川崎、豊島、それから志免、豊田。それから札幌、西東京というのが挙がっていますので、これは随時見ていただければと思います。

それで、皆さんに宿題ばかり出すというのにちょっと心苦しくなって、自分で自分に宿題を出して、今日パワーポイントを用意してきましたので、それを見ながら少しお話をさせていただければと思います。

「子どもの権利と子どもにやさしいまち」ということで、「子どもにやさしいまち」というのは、とても重要なキーワードかなとちょっと思っています。英語で言えばChild Friendly Cityというのですが、子どもの権利条約は、今196カ国ですか、国連加盟国が192かな。その国連加盟国以上の国が参加している、世界最大の条約なのですけれども。この条約を、世界的にはユニセフが牽引をしているという、そういう意味ではユニセフの役割というのは、非常に大きいです。

日本は日本ユニセフ協会ということなのだけれども、各国いろいろな国に行くと、それぞれのユニセフ協会というものがあつたりもすると同時に、ユニセフの地方事務所というものがあつて、そこでは本当にいろいろなことを地域で、その国々でやっているということを目にすることが結構あります。

このユニセフが、いわば子どもの権利についての世界戦略として、「子どもにやさしいまち」ということを言って、推進しているということです。なので、要するに「子どもにやさしいまち」というのは、子どもの権利を大切にすまちということで展開しているということです。

これは、自分に宿題と言いながらまた宿題を出すのはいかかなものかとは思っただけでも、「子どもにやさしいまち」とはどんなまちなのだろうということを、皆さん考えておいていただくと、出してくださいとは言いません。考えておいていただけるといいかなと思います。「〇〇なまち」というのをキーワードの中に入れていただいてもいいのだけれども、子どもにやさしいまちというのは、これこれこういうまちと。

お年寄りも幸せなまちというのがさっきありましたけれども、子どもにやさしいまちというのはどういうまちなのかということを、いろいろな場面で具体的に考えていただけるといいかなと思います。

ちなみに、ユニセフが示す「子どもにやさしいまち」というのは幾つかの要素があって、九つのパートで語られたりしています。子どもの参加が図られている、子どもの権利を保護・促進する法的な枠組みがある、条約に根差した総合的な施策・行動計画がある、これを推進する特別な行政体制が整えられている、子どもの置かれた状況が把握され、分析がされている、これを実施する特別の予算措置がなされている、政策等の子供への影響について評価がなされている、子どもの権利のための広報・啓発活動がなされている、子どものための独立した権利救済活動がなされている、などということが挙げられていて、「子どもにやさしいまち」と言っている割にはやさしくない言葉なのだけれども、こういう要素というのがとても大事だということが言われているということをちょっと知っておく必要があるかなと思っています。その意味で、条例をつくるということはとても大事だということがよくわかります。

その上で、この「子どもにやさしいまち」といったときの、要は子どもの権利を点で保証するのではなくて面で保証しようという、そういう考え方でもあるので。では、その子どもの権利を保証する生活場面というのは、どんな場面なのだろうというのは、これは権利のカタログワーキングの中で出てきたことから紹介をすると、一つは家庭。これは社会的養育の里親を含む。それから、育ち学ぶ施設。ここには児童養護施設を含むと入れておきましたけれども、育ち学ぶ施設というのがあります。それから地域社会。こういうものが、子どもが生活する場面。これは基本形であるので、こんなことがほかにあるのではないかとということがあれば、またご指摘いただくと、条例づくりの子どもの権利の場面というものをいろいろ考えることができると思いますけれども、こういうあらゆる子どもの生活場面で子どもの権利を保証していくということが、とても重要なのかなと思っていますということです。

これは子どもの権利のカタログのワーキングで話題にもなったほどですけれども、条例はつくと固くて、どんどん進化させていくことが大事なのではないかというお話がありました。

それをどう考えたらいいのかということなのですけれども、条例は自治体の法律なので、議会で制定されると、おいそれとそれを変えることは難しい部分があります。言い方を変えると、あまり自由に変えられてしまうと、その時々で状況で非常に広がったり狭まったり。広がる分にはいいのだけれども、狭まったりすることもあったりするので、それが本当にいいのかどうか。そういう意味では、動かない重要な部分というのをきちんと定めるということが、多分条例の役割なのだろうと思っています。

問題は、この動かない、きちんと定めた条例に基づいて動かすということがとても大事なのかなと思っています。それを一応概念的に示してみました。子どもがいて、これ区ですね。自治体です。そこには区長がいて、このたくさんの人は教育委員会という、議会でも何でもいいのですけれども。自治体には長という執行機関と、教育委員会という合議制の機関があるというのは法律の授業みたいなのですけれども、そんなことを表したりしています。

それで、そこに先ほど紹介のあった、育ち学ぶ施設、地域社会、家庭というのがあって、これが実際に子どもと触れ合っているところですよ。これらが連携をしながら支援を受けつつ、子どもの権利保証をするというのが具体的な生活場面ということになります。

これに対して自治体は、こういうものがうまくいくように行動計画をつくるということです。これは行政のほうに、職員のほうに宿題として投げとおきましたけれども、子どもに関わる法定の計画は、実はいっぱいあるのです。幾つくらいあったかな、四つか五つあったかな。今日たまたま、2時から豊島区の青少年問題協議会というのに。なぜかそこも会長で。会長になるお年頃なのですよ。そこでちょうど計画の話があって、そこで計画が幾つか羅列されていた、やはりそれも四つか五つくらいあります。

だけれども、それって基本的に縦割りなのです。法定の計画というのは基本的に縦割りです。それは、例えば厚生労働省が、とかいって、厚生労働省の何とか局がというので、それぞれ法律をつくるわけです。内閣府が所管でやったり、厚生労働省が所管でやったり、というのがあって。しかもその省庁内でもそれぞれ部署があって、それぞれがよかれと思って法律をつくって、それぞれが所管をしていくというのが国の仕組みです。

だけれども、よかれと思ってつくって、蓋を開けてみたらどの法律にも、計画的にやらなければいけないという意識が多分強いのだと思うのですけれども、計画をつくれという話になっていて、計画の義務づけだとか、あるいは努力義務であったりもするけれども。さらに手が込んでいるのは、計画をつくったら公表しなさいと公表の義務づけまであったりする。そうすると、それぞれがよかれと思って法律ごとにそんなものをつくっているのだけれども、いざ自治

体に行くと、多分一つの部署がその四つくらいの計画を一生懸命つくっているという、そういう状況にあるのです。これは縦割りの最たるものですね。

重要なことはやはり「子ども」という視点から、総合的にきちんと1本の計画をつくるということがとても大事だと思っています。その意味で、この子どもの権利に関する条例に基づいて、できる限り1本の総合的な計画をつくって、法律で縦割りになっているものを全部その中にうまく含み込むということが、とても大事であるように思います。

それは法律との関係で問題にならないか、ということがちょっと気になったりもしますけれども。今、実は国も、この地方行政計画というのは、要は地方に負担をかけている、自治体に負担をかけているということがわかってきていて、内閣府の地方分権の場面で問題になっています。4月以降、内閣府の地方分権では、この地方行政計画を何とかするというので議論しましょうという話に今なっているところです。

なので、むしろ条例で1本の総合的なものをつくるということは、とても大事な場面にちょうど来ていると、そんなふう理解しておいていただければと思います。

この計画をつくるに当たっては、大事なことはやはり子どもがきちんとそれに対して意見を言うという、子ども参加、そして行政がこれを総合的に保証し推進していく。これが動かすための仕組みの一つです。

つまり、条例に基づいて行動計画をつくる。それに対して子どもが意見を言って、それに対して計画をつくった側が総合的に保証して、推進していくという、その仕組みをつくるのが大事。

この計画自体は、やはり状況に合わせて変わっていったり、あるいはよりよいものにしていくという意味では動いていくものなので、この計画を推進していくということは、とても大事ななと思います。

それから、この子どもの権利をどんどん保証する、動かしていく仕組みとしては、一つは検証組織と、それからもう一つは救済の組織というのがあります。これは自治体の長が大体任命することがあるのですが、例えばこの救済組織であれば、子どもオンブズマンとか。あるいは条例では、子どもの権利擁護委員という名前で行っているところが多いように思います。我が国の例ではないけれども、諸外国ではこういうものをコミッショナーといっていたりもする。名前はいろいろなのだけれども、この救済組織というものがあって、そこに子どもがこういうことで困っているのだということを言い、そしてその申立てに従って救済をし、場合によっては、ほかの子どもにも関わるような場面については、制度改善を促していくという役割が

あります。

それからもう一つの検証組織ですけれども、これは計画をつくったというだけではやはり十分ではないので、その計画がきちんと子どもの権利に即して推進されているのかということを検証していくという仕組みが、同時に必要だということ。

こういうものを、条例が定めて動かしていく。なので、条例は動かないものなのだけれども、条例の中にこういう仕組みを仕組むことによって、子どもの権利を、いわばどんどん保証していくという、動く仕組みとしてつくることができるということになります。

その要素としては、きちんと計画をつくる。それから子どもの人権侵害に対して救済を行う。そして、この計画をきちんとPDCAサイクルに乗せて、検証して、悪いところは立て直しながら進めていくということが、とても大事なことになるかなと、今、考えていることです。

自治体によっては全てではなくて、幾つかのもの、例えば西東京なんかは、この検証機関というのは必ずしも十分ないです。川崎は、検証機関は子どもの権利委員会といい、救済機関は人権オンブズパーソンといたりしています。

そんな具合に、自治体によって濃淡はあるのだけれども、こういう仕組みを持つということが、動かないというのか、確固たるものを基礎に動かしていくという仕組みになるのかなと思います。

さて、今日のテーマのこの子どもの相談・救済。先ほどの動かす仕組みの一つということになりますけれども、イメージとしてはこういうことかなと思います。仮称として子どもオンブズマンとしておきましたけれども、子ども等から相談を受ける。これはオンブズマンがいるのだけれども、やはりそれを相談室、私が今、行っている豊島区なんかは、このオンブズマンのような人は任命されているのだけれども、相談室がない。これをつくると言っています。

世田谷区の「せたホッと」だとか、西東京の子どもの権利擁護委員(CPT)だとか、あるいは国立のオンブズマンというのは、この相談室も持っています。この相談室に子どもから相談を受けて、そして助言、支援を行うと同時に、子どもといろいろやり取りをして、子どもの意見を聞きながら、こういうことならできるという、子どもの意見を中心に考えて、子どもがぜひちゃんと取り上げて救済してほしいという申立てがなされれば、このオンブズマンが調査を行い、そしてその途中でも子どもといろいろやり取りをしながら、市の期間に対して調整、要請を行うという中で救済を行っていく。

そして、制度改善にもつながっていくので、出された意見についてはきちんと公表して、その措置をとる。その措置については、改善、救済、解決ということに結び付けていくというのが、

子どもの相談、救済の仕組みかなと思います。

この仕組みにおいてどんなことが必要なのかということなのですが、皆さんに前回お配りした、やや堅苦しい文章がありますけど、難しく言えば、子ども権利条約に基づいて、国連子どもの権利委員会は各国の審査をしている中で、独立した監視機関はつくりなさいと、日本にも勧告がなされています。

それと同時に、言葉だけ覚えていただければと思いますけれども、この救済機関についてはパリ原則というのがあって、国際的な標準というものを定めています。やはり我が国で、自治体であるにせよこういうものをつくるときには、やはり国連の勧告であるとか、パリ原則にのっとったものを目指すということが、とても重要かなと思っている次第です。

そんなことも念頭に置きながら、何が必要なのかと見たときに、まず組織については第三者性。つまり、子どもに対する当事者ではない人が、きちんとそれを判断する第三者性。そして、子どもの権利を踏まえた専門性を持った人。しかも独立性がきちんと、身分的にも報酬的にも保証されたオンブズマンですね。

オンブズマンという言葉は北欧の言葉ですね、基本的には。どちらかといえばヨーロッパ系です。同じようなものをアメリカやイギリス系はコミッショナーと言っています。傾向的にです。これはどう違うのかと聞かれてもわかりません。ほぼ同じです。ただ国によって言い方が違うだけで、あまり区別はありません。でも一応、日本ではオンブズマンという言葉が結構使われているので、オンブズマンと。そういう複数のオンブズマンですね。

これ合議制にするのか独任制にするのか、ちょっと難しいかな。ややこしいですね。独任制複数、1人でも動けるといふのと合議で動く。それは選択があると思いますけれども。1人で動けるといふものが何人かいるほうが、多分臨機応変にスピード感を持ってできるかなというので、独任制、複数のオンブズマンがいいように思います。

中野くらいの人口規模だと、1人というわけにはいかないだろうと思います。ちなみに国立の人口規模、国立は5万で2人います。西東京は3人です。という具合なので、中野は何人にするのかというのは、一つの問題だと思えます。それは例えば、私のような弁護士であったり、心理士であったり、大学の先生であったりというのは、特に仕事を持っている人が行くので、そんなに毎日そこに詰めているわけにはいかないです。順番に3人がうまく行けるように、西東京なんかではしています。

その意味では、常時そこにいて、子どもからの相談をきちんと受け付けるという格好では、調査相談専門員と言っていますけれども、そういう地位の人を置くことは不可欠だろうと思

います。西東京でもこれはやはり3人置いています。これは公募して、1人は法律系ですね、弁護士資格を持っているのだけれども、応募してきてくれました。それから臨床心理士。それから福祉系の人。この3人が調査相談専門員をやったりする。これは自治体によって違います。国立であればオンブズマン2人とも弁護士です。この調査専門員は2人いますけれども、1人は福祉系でもう1人は何だったかな、ちょっと忘れてしまいました。

世田谷区のオンブズマンは、教育学と弁護士と心理かな。あと相談員は、心理の人が多かったように思いますけれども、幾つかの職種に分かれていると。そんなふうに、いずれにせよ専門性を持って、役割の違うのを置くということというのは、とても重要なこと。

それともう一つ重要なのは、独立性のある事務局。これ重要だなと思っています。言っているのかな。ここだけの話ですけれども。例えば子育て支援課に置かれた一部署として、というのはあまりよくないと思っていて、行政について意見を言うわけですね。そうすると、行政と意見が対立するようになるときに、事務局がどちらの立場に立つのかというのは、結構悩ましいのです。子育て支援と子育て支援課のルートでの職員でもあるし、オンブズマンの事務局でもあったりするということで、非常に苦しい立場に立たされたりするという、そういう場面も見てしまったりしているので。その意味では、ここで言えば区長直属のオンブズマン事務局というものを置くほうがすっきりしているかなと。国立は後者です。前者はどこだとは言えませんけれども。

微妙な話なのですけれども、やはりそういう独立性はとても大事であるように思います。私も相当けんかしました、と言ったらどこかわかってしまう。それはここだけの話ですけれども。

それは組織についてということなのですけれども、権限としては相談・救済、それから制度改善。日本のオンブズマンは、川西市が最初につくったということがあって、川西市モデルに今なっています。かつ、国際的には国に置かれた、国のオンブズマンですね。もともと一番早かったのがノルウェーのオンブズマンですけれども、それは国に一つのオンブズマンです。地方事務所を持ったりしていると思いますけれども、子どもオンブズマンですね。北欧系はそうなっています。

例えばお隣の韓国なんか、あるいは東南アジアも含めてですけれども、タイだとかモンゴルだとかというのは、子どもオンブズマンではなくて、国家人権委員会というのがそれを担っています。例えば韓国だと国家人権委員会の中の子どもセクションというのがあって、これは地方事務所を持ったりしています。そういうところが担うのだけれども、国際的にはそういう国家

のものが多いのだけれども、日本は地方オンブズマンとして発展していて、そういう意味では珍しいといえば珍しいのですが、今、逆に国際的には注目されているところですかね。

子どもに関する施策というものが、法律に定められることが多いのだけれども、9割方基礎的自治体がやっているということから考えると、やはり地方オンブズマンのほうがいいというのは、そうだろうと思います。これが日本の特徴だということと、それから川西市モデルが、申立てに対して個別的に救済するという、そういう仕組みをとったこともあって、そういうふうになじみが大きいと思います。つまり、子どもからの相談を受けて、それを個別的に救済していくという。だけれども、国際的に見ると、申立て権限は必ずあります。申立て権限はあるのだけれども、個別救済というよりは制度改善というものに重きを置いているのが、各国のものです。ノルウェーのオンブズマンなんかはそうですね。本当に個別的なものについては受け付けないということがあったりもして、その意味では制度改善に重きを置いている。

でも、どちらに重きを置いているというよりは、やはり個別的な救済の中から制度的な課題というのは出てくるわけだから、個別的な救済も図りながら、制度改善も行っていくという、そういう権限を持たせることはとても大事だろうと思います。

例えばお隣の韓国なんかに行くと、国家人権委員会がこれをやっていますけれども、結構スピーディなのです、早いです。そんなに早くて救済できるのですかと聞いたら、制度改善としての意味はあるけれども、個別救済になっているかどうかは自信がないと言っていました。でも、非常にスピーディです。

例えば比較的近くだと、刑務所に入っている家庭での子どもの人権とかいうものの調査をしたり、あるいはなるほどなと思ったのは、例えばクレヨン肌の色という色については、人権侵害だということを勧告しています。要するにいろいろな肌の色があるのに、この色を肌色とすることは人権侵害だと、そういう勧告をしたり、あるいは校則の問題に踏み込んだりと、結構いろいろなことをやったりしていますね。

それは個別救済、申立てに対する応答というものはあるのだけれども、どちらかといえば制度改善に近いという、そんな言い方をしていたかなと思います。でもいずれにせよ、個別的な救済とそれから制度改善というのは両輪でもあるので、そういうことを整えることが大事だろうということと。

それから子どもの権利の普及啓発というのは、これはきちんとやったほうがいいかなと。必須ではないけれども、やったほうがいいと思います。要は、普及啓発する中で相談が増えたりということもあるので、環境も重要かなと思っています。

それから権限としては、今申立てという話をしていましたけれども、申立てだけではなくて、このオンブズマンの自己発意に基づく、そういう制度改善の意見の表明というのが大変大事かなど。それから調査と協力義務、要請、勧告、意見表明とこれに対する対応義務というのは、きちんと定めたほうがいいかなど思ったりもしています。

それから、子どもの権利を保証するための組織づくりと書いておきましたが、子どもの権利を保証するということなので、基本的には一般原則に従って考えると、子どもに寄り添い、子どものためにというのは一般的な表現ですけれども、子どもの意見をやはりきちんと尊重して、子どもの最善の利益を図るという、そういう権利の下に動くということがとても大事である。

それから、人権侵害ということ 키워ドにして、あらゆる場面に口を出すことができるという意味合いが多分あると思うのだけれども、ただし、子どもにとってみれば、人権侵害だったら申し立ててくれと言っても、「人権侵害か？」とか「何が人権侵害？」と言われると、なかなかハードルが上がるのです。これはよくお話しするのは、例えば世の中には、子どもに関する相談機関は多分いっぱいあると思います。臨床相談だとか、教育相談だとか、もちろん法律相談というのもあります。ほかにもいろいろあると思うのだけれども。

例えば子どもに関する法律相談とかいうと、相談者はややステレオタイプにいうと、訴えたいのだと言ってくるわけです。よくよく話を聞いてみると、訴える話ではないのだけれども、何で訴えたいと言ってくるかという、訴えたいと言わないと相手にしてもらえないからと思うわけです、親が。

ということは、よく考えてみると、要は世の中にある専門的な機関というのは、相談するほうが何の問題だかを整理して持ってきてくださいと言っているに等しいわけです。つまり、自分の心の問題だと整理していったら臨床相談になるし、訴えたいとか人間関係の問題ということになれば法律相談になるし。だけれども、話を聞いてみると、どうも本質的には違うところがあるというのがわかってくるというのが、相談を受けていると感じることなのです。そういう意味では、この種の相談というのは、もう困ったらこれ。むしろ、その困っているのは、困っているほうも何に困っているのかがわからないで困っているというのもあるので、この相談機関のほうかむしろ話を聞いて、何の問題だかというのをきちんと見立てて整理していくという役割が、とても大事であると思います。

それが、よくオンブズマンというのは、自治体がやっているほかの相談機関とどう違うのですかと言われるのだけれども、どう違うのかと言えば言うほど本質からずれていく。むしろど

う違うのかと違いを説明するためのその他の機関のほうは、むしろ専門的な機関で、要は、自分で問題を整理して持っていかなければいけない。そうではなくて、困ったというところから相談ができて、それを専門相談員とオンブズマンが検討する中で、何の問題なのかということをしちんと見立てて、子どもに寄り添いながら、あるいは意見を聞きながら、その解決方法を探っていくということがとても大事なのかなと思っています。それから秘密を守り、個人情報を保護。これはいいと思いますけれども、そんなことが多分求められるのかなというふうに思っていることです。

ということで、相談機関の議論をしようとして今日考えていたのですけれども、何かちょっと材料を提供しないとなかなか話が進まないだろうなと思って、取りあえずやったことがあるという意味で実感的なところをお話しさせていただいたということになります。

語るとしゃべりにくくなりますよね。

#### **相川(梓)委員**

質問があります。相川です。このオンブズマンなどに、直接当事者が対象の相談窓口に行くこともあると思うのですけれども、今、すでに中野区民であれば、子育てで困ったら子ども家庭支援センターやすこやか福祉センターに電話したり、あとは学校に相談してみたり、保育園に相談してみたりということがあると思います。はたまた子どもが泣き過ぎているとあって、虐待ではないかと当事者以外の方が警察に相談を行うケースもあると思います。いろいろな窓口がすでにあると思うのですけれども、子どもオンブズマンができたとして、すでにある窓口からオンブズマンにつながるということもあるものなのでしょうか。

#### **野村会長**

もちろんあると思います。ただ、これはなかなか難しいのは、オンブズマンは子どもからの相談を受けて、例えば子育ての分野の在り方だとか、あるいは虐待の調整機関の在り方だとかということに対して意見を表明するというのも多分あるのだと思うのです。

そうすると、なかなか付き合い方というのは難しく、連携はとても大事なのです。その辺の、要するに立ち位置というのはちょっと気をつけないといけない部分はあるように思います。

でも逆に、これが広報されればされるほど、ハードルは下がっていくので。つまり、子育ての問題としてとかいうのではなくて、何か苦しい。でも相談するところがよくわからない。ああこういうのがあったというので来ることが多いので、むしろそちらのほうに、例えば子ども家庭支援センターのほうにつないだほうが良いような事例というのが入ってきたりもします。

というのがだから、直接入ってくると、あるいは直接入ってくるような仕組みをつくっていい

たほうがいいように思います。

#### **相川(梓)委員**

例えば子ども家庭支援センターで相談を受けた区の職員の方が、そのものずばりの支援はない、別の部署へ相談をと回してしまうというときに、オンブズマンへ相談する、ということは想定している仕組みなののでしょうか？あまり現実的ではないのかもしれないのですけれども。

#### **野村会長**

子どもに対してこういうところがあるからちょっと相談してみたらどうかということはありませんか。関係機関がこちらに相談してくるということは、ないわけではないけれども、あまりないかな。

#### **相川(梓)委員**

区民として、窓口で直接相談に行ってしまうと、場合によってはその悩みに対応できる支援はありません、で終わってしまうこともあると思います。そこで相談を諦めてしまうこともあると思います。そのような状況の時に、窓口の人が取りあえずこちらに相談してみてもいいかな、というようなものなのか、そもそも本人が気づいていける窓口になっているのかということも、気になりました。

#### **野村会長**

どうなのだろうな。区にはそんなものはないけれども、とにかく相談してみろというのはすごく無責任な話で、それはあまり歓迎しないけれども、その相談内容が、実は何か手当てが欲しいとかいうことの背景にいろいろなことがあるのだとすると、それはやはり相談してもらったほうがいいかなとは思いますが。

なので、いろいろな相談が来ます、それは。本来であれば子ども家庭支援センターに行くような相談もあったり、というのはやはり多いですかね。それはもう子どもの困り感が混然となっていて、家に帰りたくないだとか、あるいは子ども家庭支援センターに言ったけれども、あそこは嫌だというのがあったりというのは結構ありますか。それこそ多いです。

#### **齋藤委員**

実際私は、児童相談所に相談したけれども助けてくれないとか、警察へも助けてと言ったけれども助けてくれなくて、民間の相談機関に相談していた子、その相談者がたまたま友人だったので、そのつながりからその子を我が家で一時保護をしたという経験があるのですが、実際、相談するというのは、いろいろなハードルがあるなと思います。

話を戻したいのですけれども、子どもの相談する場所ということが、私は本当に大切だなと

思っています。大人はある程度、役所に行こうかなという形で思いつくものも幾つかあるのかなと思うのですが、子どもの相談する場所が必要と書いてあるのかなとっていて、たまたま豊島区はジャンプという中高生向けの児童館みたいな感じなのですかね、そこで相談を受け付けている。それも弁護士の方が受け付けているということもあって、相談する場所として機能しているのかなと思います。では中野区でどういうふうにしていくのかといったときに、今日はちょうど半田さんもいらっしゃるし、来年度、再来年度ですよね、児童相談所という名前ではなく、子ども・若者支援センターでしたっけ。例えばそういった機能が担えないのかなとちょっと考えたのですけれども、どうなのでしょう。

#### **子育て支援課 児童相談所設置調整担当課長**

子ども・若者支援センターでは、まず総合相談窓口は一つ設置したいと考えております。今、中野区のお子さんに関する相談につきましては、先ほどから出ている子ども・家庭支援センターで、一応あらゆることをとということでお受けしているところもありますけれども、あともう一つ、すこやか福祉センターで育児に関する相談ですとか、地域の窓口として身近なところでご相談をいただいているところです。

先ほど先生からありましたけれども、やはりこういったところに相談していいかわからないとか、取りあえずまずどこかに連絡したいとか、そういったことがあるかと思しますので、それについてはまず子ども・若者支援センターに取りあえず連絡していただいて、こちらでどういった支援ができるのかというのは検討していきたいと今、考えているところです。

#### **齋藤委員**

子どもからの相談といったことが重要です。どこが子どもの相談を受け付けてくれるのか、明確に打ち出していくことが必要なのかなと思うのですけれども、そこら辺を受け取ってくれるような仕組みというのが新しい児童相談所であるのかないのか、ちょっとわからなかったのをお聞きしたかったのです。大人は置いておいて子どもは、というところなのですから。

#### **子育て支援課 児童相談所設置調整担当課長**

児童相談所は結構親御さんからの相談とか、保護者の方からの相談は確かに多いので、子どもからの相談というイメージではないかと思うのですけれども、子どもからのSOSを受け取るというのは、多分どこかの窓口一つに限られたことではなくて、例えば学校とかそういったところでもそうですし、先ほどすこやかとかもありましたけれども、児童館とかいろいろなところで、いろいろな形でSOSを発信できる形がいいかなと考えているところです。

中野区としては、今回児童相談所ができるという、いいきっかけもあるので、これをきっかけとして地域全体で連携して、いろいろなチャンネルがあって、いろいろなところから、最終的に虐待とか、そういう課題になってしまうと児童相談所になりますけれども、いろいろな形でSOSを発揮できる場所があるといいなと考えておまして、こういった形で連携できるのかというのは、これからいろいろな方々にご相談していきたいなと考えています。

#### **野村会長**

例えば子ども・若者相談であれば、子ども・若者支援法に基づく相談機関となっていて、それはその法律に基づいて、その法律の論理でやるのです。子ども・家庭支援センターであれば、それは児童福祉法という虐待防止の観点の論理でやることになる。物によってはそれがうまく機能しないで、例えば子どもの福祉が害されていたり、若者の権利が害されていたりということがある。

それに対して、要は子どもの人権ということを唯一の規範として、本当に助けを求めている子どもが抜け落ちないように相談を受け、救済をしていくということが、ここの救済機関には求められているということだろうと思うのです。

#### **齋藤委員**

そうですね。ということは第一歩目が、子どもが行きやすいかどうかということがあると思うのです。すこやか福祉センターとか、中野区の3階に来てくださいねと言われても、まあ行かないですね。要は、大人基準で動いているものの中に子どもが入っていくかということ、やはり入っていかないの、その豊島区の児童館でやっている、中高生向けの児童館となると、確かに相談しやすい、子どもしかいないのだろうなという想定で子どもは行けると思うので。何かそういったものがやはりあってほしいなと。私が子どもだったら、そういうふうに考えますね。

#### **野村会長**

ほかにいかがでしょうか。

#### **粉川委員**

世田谷はどんなところに設置をされているのでしょうか。

#### **野村会長**

世田谷は独立した、ただ下が保育所ですね。それで2階にせたホツとの事務局があって、そこは専用になっている。

#### **粉川委員**

何カ所ぐらいあるのですか。

#### 野村会長

1カ所です。大体1カ所かな。何カ所もというのはないですね。国に置かれた場合には、地方事務所というのは各国では多分あると思うのですが、日本の自治体は1カ所ですかね。巡回で回るとか、あるいは出張何とかというのはあるかもしれないけれども、基本的には1カ所という。

川崎なんかは横に長いから、ここに置かれてもとかというのが実際にはあるのです。こんなになっているところのここかと。こっちはどうするのだというのがあるのですけれども、でも1カ所ですね。でも川崎は120万もの人口がいて2人ですから、ちょっと少ないかなという感じはしています。

#### 粉川委員

もう一ついいですか。児童館でもほかの分野でもアウトリーチしていくということが結構広く行われていると思うのですけれども、そういう意味で事務所が一つだったり、世田谷も結構広いと思うのですが一つだったりすると、どういうふうに全区内の子どもたちを拾うような活動をされているのかというのが、ちょっと気になりました。

#### 野村会長

どういうふうに。

#### 粉川委員

さっき巡回したり出張したりおっしゃっていたので、そういうことで全区内を回っていらっしゃるのか。一つだとなかなか、向こうから来るというのはハードルが高いでしょうから。

#### 野村会長

相談って、あまり目立つところでは相談しにくいというのは多分あるのだと思うのです。だから、あまり目立たないところも困るのだけれども、目立ち過ぎるところも子どもにとってはやはり相談しにくくて、相談に行ったということがわからないような場所であるということが、やはり重要なのかなとは思いますが。

その意味では、巡回というのはどちらかといえば、やや広報・啓発みたいなのがあって、せたホッともし、川崎もそうですけれども、例えば模擬相談みたいな、どんなことが行われるのかということをやってみたりということがあって。その後あまり目のつかないところで個別に相談を受けます、なんていうのをやっていると聞きましたかね。国立もそうだったかな。

でもなかなか、子どもはそういう場面には来てくれなかったりするのですけれども。学校な

んかの体育館を借りて、例えばオンブズマンはこんなふうに相談を受けるのですみたいなことはやったりしてはいます。なかなか相談の場所というのはそれなりに難しく、「あそこに入っていったぞ」とか見られると、やはりちょっと相談しにくいというのがあるので、全くどこだか秘密の場所というのも行きにくいけれども、あまり大っぴらな場所というのは。だからそういう意味では、レイアウトなんかはとても大事なかなと。

#### 齋藤委員

これ、よく考えたら、行く行かないということも考えると、やはりSNSやLINEを活用した相談方式のほうが、子どもとしてはかなりアクセスしやすいのかなと思うのです。中野区は公式アカウントがあると思うので、例えばそこから子ども相談みたいな形で。あれだったら、例えば匿名性を保ちながら相談もできると思うし、逆に連絡、やり取り、個別チャットというのもできると思うので。

例えばオンブズパーソンという方がそういったことも対応して下さると、すぐに相談というのはできるようになるのかなと。ただ中野区のほうでどういう対応ができるのかという問題もあるとは思いますが。

今、例えば私が知っているものだと、若草プロジェクトという、若い女性の支援をしているところなんかは、LINEで何時から何時相談を受け付けます。例えばそのときに弁護士さんがいらっしゃるとかそういったことで、これから相談ができますよというLINEでお知らせがあって、これも何時に締めますよ、みたいな感じのお知らせがあると。そういう形で活用していくというのも、これから当然考えていかなければいけないのかなと思うし、効果的に個別にアクセスできるのかなと思いました。

#### 野村会長

今、メールフォームで相談するということはやっていて、それは結構多いですね。

#### 齋藤委員

やはり多いのですね。

#### 野村会長

そのメールフォームで相談する場合に、そこに実名を書いてもいいし匿名でもいいとなっていて、相談内容の後に、こちらから連絡していいですかとか、その場合には連絡先をとか、メールで返信するか、電話をかけてもいいかと幾つかの選択肢を設けてやっています。メールでのみ返信くださいという場合も、やはり多いことは多いです。電話でも大丈夫だということももちろんあるし。

いずれにせよ、対面でつながることを目指してはいるので。でも、相談内容によって複数で協議をする中で、これはもう少しメールでのやり取りを続けたほうがいいよねという場合もあるので、それはもうずっとメールで付き合っているということもあります。

だけれども、これは結構深刻なので、どこかのタイミングで会うようにうまく誘導したほうがいいのかもしいかなという場合については、タイミングを見計らって会う誘いをするということはやったりもする。

**齋藤委員**

アウトリーチとかもあるのですか。

**野村会長**

アウトリーチというとやはり結構目立つので、やや広報・啓発的な、イベント的なことが多いと思いますけれども。

**齋藤委員**

例えば子どもが来られる状況なのかどうかというのは、それに合わせて……。

**野村会長**

行くかどうかですかね。でも基本的には、相談を受けて一緒にどこかに行くというのは、相談を受けて話を聞くだけではなくて、救済というわけだから調整活動も行うので、子どもと一緒に、例えば学校に出かけていったりとか、あるいはオンブズマンだけで学校に行ったり、あるいは何とか病院に行ったり。それはもう自治体の区域外を越えてでも行きます。

私立学校だったりすると、それこそ在住としてはそうなのだけれども、私立学校としては遠くにあたりすると、そこまでも行きますね。それはもう調整、救済を図るという意味ではそうやっていくと。一緒に警察に行くこともあるし。

**齋藤委員**

心強いですね。

**野村会長**

大変は大変ですよ、やるほうは。

**齋藤委員**

もちろん、すごく大変だろうとは思いますが。

**松山委員**

松山です。今の話に多分つながるなと思って聞いていたのですがけれども、やはりこの相談支援の仕組みを考えると、周知、子どもにとっての相談のしやすさと並んで、権限のところ

をどこまで持たせるのかな、というところが大事かなと思っていて。やはり子どもが相談をしてくれたときに、どこまで大人の、受けた側が応えられるのか。ここの表にある4の委員の権限のところを見ていたのですけれども、個別案件について、市の機関に対する是正の勧告または申し入れができるとしているところもあれば、川崎市の方では人権侵害是正のための調整をすると書かれていて、どこまで踏み込んだものを書くことが、子どもからの相談に対して応える幅を持たせられるのかとか、実際には動きやすいのかというところの、どういう文言と言ったらいいのでしょうか、落とし込んだらいいのかなというところを考えていたのですけれども、この調整があるかないとかで、実際の動き方に影響があったりとかするのでしょうか。

### 野村会長

どんなに強く書いたとしても、強制的にというのはなかなか難しいのです。そういう意味では、自発的にやはり、例えばどこかが改善をしたり、やり直してもらおうということを促すということがとても大事で、例えば意見表明をしたときに、それを尊重することがとても大事だということは、つまり条例で権限をきちんと書く。その権限はせいぜい、どういったって強制的な権限はないので、それを調整と書こうが、あまり変わらないといったらやや語弊があるけれども、効果的には同じかもしれません、ひょっとしたら。

ただ、やはりとった措置についてきちんと報告をするだとかいうことの、最後の最後まで書いてあれば、それはやはりちゃんとやりますよね、自治体としては。そういうことがむしろ大事なかなと思います。

それからちょっと書き忘れたのですけれども、立ち位置として、やはり子どもの考えを代弁するということなのだろうと思います。相談機関によっては判定をしてこっちがいいとか悪いとかということの判定するというのがあるかもしれないけれども、このオンブズマンの仕組みというのは、やはり子どもの意見をきちんと伝えるとか、子どもの意見を代弁するということが、やはり基本的な原理にあるかなとは思っています。それがとても大事なかなと思います。

### 望月委員

望月です。日本人気質なのかもしれないのですけれども、役所の人には相談しづらいという人が、知り合いの中にもいらっしゃる。独立性を担保してもらおうというのはすごくいいことだと思うので、ぜひその方向で進めていただきたいと思います。

先生のお答えできる範囲でいいのですが、今まで相談に乗ったお子さんの一番低い年齢というのは、何歳くらいのご相談を受けたことがありますか。あと、月何件くらいご相談が

あるのかなと。答えられる範囲でいいのですけれども。

### 野村会長

何歳が一番下か。何歳だろうな。でも、小学生であることは間違いないです。一番下だと小学生ですね。小学生、低学年まで下がるかという、やはりそうでもないかな。やはり高学年くらいかなと思います。

相談はもう、入れば継続性のあるものについては何度もというのがあり、調整に関わるようなものについては、子どもの意見も聞きながら親とも調整をしたりとか、関係機関とも調整をしたりということになるので、対応件数としては1件入ってくると多いですね。

ただ、終わりがどこかというのは、なかなか逆に難しい。裁判なんかは判決が出て終わりみたいなのところがあるのだけれども、この問題はどこで終わるのかというのは、結構難しいです。これで万々歳、解決しましたと手放して喜べるようなものというのは、実はあまりなくて。やはり子どもがどこまでを求めているのかということにもよるし、どこで終結と見るのかということにもよるので、そこが逆にちょっと難しいかもしれないですね。

入るときはたくさん入るけれども、入らないときは全然かかってこなかったりというのが、なかなか難しい。

ただ、やはり浸透すればするほど電話がかかってきたり、連絡があったりする。あるいは学校でカードをまいたときにはいっぱい来るといことはあるかもしれない。

### 望月委員

ありがとうございます、よくわかりました。

### 相川(梓)委員

また質問になるのですけれども、相川です。このオンブズパーソンに選ばれた方が、体制として人員が少な過ぎるのではないかと、増えたケースはあるのでしょうか。また、任期が切れて交代したときに、引継ぎがしっかりなされるような仕組みになっているのでしょうか。

### 野村会長

そうですね。少なくとも増えたというのはあるのかな。あるかもしれませんが、どうだろう。最初から割と人数をそろえているところはそろえているかな。川崎は増えたのか？ 川崎はもともと、人権オンブズパーソンの中に入ったのですよね。だから、制度改正があったことは間違いないです、子どもに関しての。

引継ぎはしますかね。あと、法律家だったりソーシャルワーカーだったり心理士であったりということ、職種としてはそういうことなのですからけれども、多職種でやるということは、それぞれ

の専門性を発揮することはとても大事なのだけれども、それぞれの専門に限界があるという意味でもあると思うのです。つまり、弁護士1人でもできないし、心理士1人でもできないし、ソーシャルワーカー1人でもできない。やはりいろいろ知恵を出し合って、問題解決に知恵を出していくということと、やはり、子どもの権利という原理で働くということなので。逆に言えば、ふだんやっていることをそのまま持ち込まれても困るというのがある。心理士だからといって心の問題だけを聞いてもらっても困る。そこから、やはりどういうふう調整していくのかということになっていったときに、それぞれの職種の限界でもあり同時に、それぞれの職種が、子どもの権利保証という観点から少しずつみんな背伸びして見ないと、うまくいかないことはやはりたくさんあるかなとは思いますが。そういう難しさはあるかなと思います。

なので、子どもの権利に精通した人という言い方をするのですけれども、やはり職種として選ばれてくるので。子どもの権利に精通している人って、そんなに実はいなくて。やはり、やりながら学んでいくというところもあるので、それは引継ぎの話がありましたけれども、お互いに研究をし合うということはとても大事なかなと思います。

#### **事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

あと、都条例のお話をちょっといただくと。資料、皆さんにお配りしていますので。

#### **野村会長**

子どもの救済機関については、私に対しての質疑応答みたいになってしまうのですが、でも、やはりこういう標準装備があるのだということを少し念頭に置いておいていただくといいかなと思います。

それから、先週の3月26日金曜日の本会議で、東京都こども基本条例というのが可決されました。4月1日から施行ということですね。

これは基本条例ということなので、そんなに事細かにいろいろなことが書いてあるわけではなくて、子どもの権利についてきちんと押さえた上で、ここからスタートという、そういう条例です。その意味では東京都のほうも、これから検討する仕組みを多分設けるだろうと思われま

す。ただ、この制定過程をめぐってはいろいろと、7月に都議選があるということも含めて、やや政治的な駆け引きもあったようには聞いていますけれども、議員立法ではあるのです。中心になった議員の方が、子どもの問題を政争の具にしないということはずっと口にして、いろいろな会派を回って調整をされていきましたので、最終的には修正案を出されたりというのはありましたけれども、全会派が共同提案で、全会一致で可決したということになるかと思えます。

その意味では、基本条例なので、全体の骨格にぜひ目を通していただければなと思ったりもします。第4条のところに「こどもの権利」というのがあって、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利、この四つを挙げるのはどうかと思うのだけれども、挙がってしまったので、この権利を初めとした子どもの権利を尊重し、という例示にとどめてはいます。

この四つの権利は、日本ユニセフ協会が広報のために使っているやつで、その意味では今、子どもの権利を知っていますかという、大体この四つのことを挙げる人が多いのです。それで、この四つの権利から出発してしまうのだけれども、でもカードブックでご覧になっていただいたように、たくさんの権利が実はあって、これで言い尽くすことができないものなので、むしろ条例としては、今日最初に議論になったように、やはり一般原則で押さえていった上で、個別の場面に応じてそれぞれにふさわしい権利を挙げていくというのがいいのかなと。

これは、だから一般的な子どもの権利ですと広報の意味ではいいけれども、条例としてこれが権利ですというには、ちょっと躊躇するところがあるところではあります。

それから、相談への対応というのが13条、14条にあります。東京都はこれを基にこれから検討していくと言っている。ただ、東京都は子どもの権利擁護専門員制度という、条例ではなくて要綱というもので設置された救済機関を弁護士の人がやっていますけれども、持っていて、それはこの中に多分位置づいていこうということにはなりませんし、それが発展することはあっても、それが廃止されることはないという意味では、とても重要な規定にはなっています。

あと、ここから、先ほど申し上げた制度改善を目指すようなコミッショナー制度がつくれるかどうかというのは、一つの注目点かなと思うところです。

いずれにせよ、国、区市町村、その他関係機関と連携し、必要な措置を講ずるものとして書いてありますので、いろいろと東京都ともやり取りをしながら、広域的自治体、基礎的自治体の役割を踏まえて、救済機関を整えていくということは重要かなと思います。そんな感じでしょうかね。

#### **相川(裕)委員**

この「こども」は平仮名なのですね。

#### **野村会長**

はい。「はい」と私が何で答えているのかよくわかりませんが、東京都は、条例の正式用語は全て漢字の子供です。なので、この案を出したときに、東京都の法令審査は漢字で全部書き換えてきたはず。だけれども、それはやはりよくないというので、本来は漢字の「子」

に平仮名で「ども」としたかったところを、間をとって全部平仮名にしたということなのではないでしょうか。

これは、この「こども」の表記は実は古くて、国民の祝日に関する法律の「こどもの日」はこれです。法律で唯一「こども」というのがあった時期があって、今は子ども・若者総合支援法みたいに、子どもというのは国の法律でも子どもの「子」に「ども」なのだけれども、こういうふうに東京都はかたくなに漢字なのです。それを全部平仮名にしたというのは、それはそれで画期的なこと。どうでもいいやと思っていると思うのだけれども。でも、東京都にしてみれば大きな第一歩だと思います。

でも、子どもの権利の日というのをつくるかつくらないか、という議論もあったかと思いますが、何で私が代弁しているかわかりませんが、それをこどもの日にするかという議論がありました。そのときにやはり指摘があったのは、実はこどもの日というのは男の子の日なので、それをやはり子どもの権利の日にするのはちょっとふさわしくないのではないか、だったらないほうがいいのではないかみたいな議論はあったように聞いています。

各自治体の条例では、11月20日を子どもの権利の日としているところが、少なからずあると思うのです。これは国連で採択された日ですね、条約が。その意味するところは、この日に合わせていろいろなイベントを行って、自治体間でいろいろな交流もできる。だから、それぞれ自治体独自の子どもの権利の日ではなくて、11月20日に定めるということを通じて、広報・啓発を図っていくという、そういう意味合いがあるかと思います。

#### 野村会長

「権利」というところにはやはり反対する人たちも。だけれども、そのときに議論になったのは、各国の法律というのは、別に子どもの権利法という法律はないのです。子ども法なのです。Children's actだとかいう。そういうふうに考えると、そんなに権利とこだわらなくてもいいのではないのと。むしろ内容的に子どもの権利が反映されていることが重要だという、そんな意見があったように思います。なので、こども基本条例というのですね。

権利条例でないのはけしからんという人がいるけれども、でも各国の法律はそうはなっていないので、そこはそんなにこだわるところではないかなとも思ったりはします。

#### 相川(裕)委員

基本条例って珍しいですね。

#### 野村会長

これは、この体裁をとったらもう基本条例としか言いようがないですね。これで基本を抜

いてしまったら、それはちょっと物足りない。やはり基本条例としたから、ここを出発にしているいろいろつくり上げていくという意味合いが多分出たのかなと思います。私の知っている限りで。

#### **田谷委員**

できれば「権利」を入れた条例に、中野はしていただきたいなと思っていました。男女共同参画も、ダイバーシティも今、つくっていると聞いています。それらの条例の中で埋もれてしまうような気がするので、「子どもの権利」と入れてほしいと心から願っています。障害者も女性といろいろ並んでいく中で、やはり子どもが一番の弱者なので。子どもの権利というのをまずきっちり押さえるという条例にしてもらえたらなと心から願っているのです、東京都は入っていないのだなと思いました。

#### **野村会長**

でも、すごいことですよ。東京都で、しかも最初の提案が公明党と自民党ですから。公明党は比較的やられたのですけれども、自民党は、私がこの条例のいろいろなものに関わったときにも、もうとにかく反対でした。権利について、もう基本的に反対だったというのがあって。

だけれども、今回出てきた出どころは、公明党と自民党であったということは、とても重要なことだと。それだけ子どもの権利についての浸透度が出てきていることかなと思います。

その後修正案が出されるのですけれども、これが都民ファーストと共産党の修正案でしたけれども。でも、この修正案も、条例をつくる、ある意味本気度のある修正案であったと見ていまして、もちろん政治的な駆け引きはいろいろあったと聞いていますけれども、でも出てきた案は、要するに、修正案が否決されてもつくるのだという、そういうニュアンスもあったので。そういう意味では前向きに、途中いろいろなことがあったと聞いていますけれども、でもつくる覚悟で議論されていたのだなということが感じ取られる制定過程であったように思います。

#### **事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

ありがとうございました。では最後、議事の3「その他」なのですけれども、事務局のほうから、次回の審議会ですね。4月20日の火曜日の7時からで、場所は区役所7階を予定しております。また皆さんにメールでお知らせさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

#### **野村会長**

それでは何か、1人でべらべらしゃべっていて時間を超過してしまいましたが、申し訳ありま

せん。遅くまでどうもありがとうございました。

ではワーキング、なお続きますけれども、またその成果をうまく吸収しながら、限られた時間ですが、条例づくりをやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。今日はありがとうございました。

午後9時12分 閉会